

議案第64号

佐野市下水道条例の改正について

佐野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年6月7日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市下水道条例の一部を改正する条例

佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第2号中「専属することとなる責任技術者の氏名」を「選任することとなる下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第2号中「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、同項第4号中「専属する」を「選任する」に、「の下水道排水設備工事責任技術者証」を「に係る責任技術者証」に改める。

第7条の3第1項第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第7条の4の見出しを「（責任技術者）」に改め、同条第1項中「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、栃木県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第9条第4号中「沃素」を「沃^{よう}素」に改める。

第10条第1項第7号中「燐」を「燐^{りん}」に改める。

第11条第10号中「大腸菌群数を除く。）当該」を「大腸菌数を除く。）当該」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

下水道排水設備工事責任技術者の専属の規定を見直し、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市下水道条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(指定の申請) 第7条の2 (略) 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第7条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属することとなる責任技術者の氏名</u> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) (略) (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し (3) (略) (4) <u>専属することとなる責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証</u>の写し (5) (略) (指定の基準) 第7条の3 管理者は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。	(指定の申請) 第7条の2 (略) 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第7条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任することとなる下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) (略) (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票、<u>在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）</u>の写し (3) (略) (4) <u>選任することとなる責任技術者に係る責任技術者証</u>の写し (5) (略) (指定の基準) 第7条の3 管理者は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が<u>1人以上専属している者であること。</u> (2)～(4) (略) 2 (略) <u>(下水道排水設備工事責任技術者)</u> 第7条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備工事の設計及び施行（監理を含む。）に関し技能を有する者として公益財団法人とちぎ建設技術センターから<u>下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）</u>の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>専属させなければならない。</u> 2・3 (略) (除害施設の設置等) 第9条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して公共下水道に排除しようとする者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>沃素消費量</u> 1リットルにつき220ミリグラム未満 (特定事業場からの下水の排除の制限) 第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を排除してはならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>燐含有量</u> 1リットルにつき32ミリグラム未満 2 (略) (除害施設の設置等) 第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条	(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を<u>選任していること。</u> (2)～(4) (略) 2 (略) <u>(責任技術者)</u> 第7条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備工事の設計及び施行（監理を含む。）に関し技能を有する者として公益財団法人とちぎ建設技術センターから<u>責任技術者</u>の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>選任しなければならない。</u> <u>ただし、栃木県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> 2・3 (略) (除害施設の設置等) 第9条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して公共下水道に排除しようとする者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>沃素消費量</u> 1リットルにつき220ミリグラム未満 (特定事業場からの下水の排除の制限) 第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を排除してはならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>燐含有量</u> 1リットルにつき32ミリグラム未満 2 (略) (除害施設の設置等) 第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条
---	--

の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。)当該排水基準に係る数値	の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値
---	---